

## 神奈川県働き方改革会議 設置要綱

### 1 名称

本会議は「神奈川県働き方改革会議」（以下「会議」という。）と称する。

### 2 趣旨

本会議は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づく協議会と位置づけるものとする。

### 3 目的

少子高齢化の進展や人口減少社会を迎える中、県の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくるためには、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善、適正な労働条件の下でのテレワークの普及などの「働き方改革」を推進することが必要である。併せて構造的な人手不足への対応を図りながら、持続的な賃上げを実現することが必要であり、これらの施策の実施に関しては、地域の実情に合わせた議論を行い、特に中小企業にまでその気運が波及し、取組が円滑に進むことが重要である。

このため、神奈川県における働き方改革の推進及び賃金引上げを含む待遇改善にかかる中小企業・小規模事業者への支援策等について、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他地域の関係者と幅広く情報共有・意見交換等を行う標記会議を開催する。

### 4 構成員

会議のテーマに応じて、下記の者から神奈川県労働局長が招集する。

#### (1) 行政

神奈川県労働局（労働局長、総括政策調整官、雇用環境・均等部長、労働基準部長、職業安定部長、企画課長）

神奈川県産業労働局労働部長

横浜市経済局市民経済労働部長

川崎市経済労働局労働雇用部長

相模原市環境経済局長経済担当部長

#### (2) 使用者団体

一般社団法人神奈川県経営者協会専務理事

神奈川県中小企業団体中央会専務理事

一般社団法人神奈川県商工会議所連合会専務理事

神奈川県商工会連合会専務理事

一般社団法人神奈川経済同友会専務幹事

(3) 労働者団体

日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長

(4) 特別構成員

関東経済産業局

神奈川労働局との「働き方改革に係る包括連携に関する協定」締結先

なお、必要に応じて神奈川労働局長がオブザーバーとして構成員以外の者を招集することがある。

5 実施内容

会議では、次の事項について情報共有・意見交換を行う。

- (1) 働き方改革に関する法改正がある場合は国から改正法の内容について説明
- (2) 国及び国以外の構成員の働き方改革推進及び賃金引上げを含む待遇改善に向けた中小企業・小規模事業者支援にかかる取組状況及び課題等について
- (3) 県内の働き方改革の推進にかかる意見交換について
- (4) その他

6 事務局

会議の事務は、神奈川労働局雇用環境・均等部企画課において処理する。

7 その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項については、会議で定める。

(附則) 本要綱は、平成30年9月3日から施行する。

令和4年12月16日改正

令和6年3月6日改正

令和7年1月20日改正